

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	食料品等物価高騰対策事業	①物価高騰の影響を受けている市民に電子クーポンを配布し、食料品をはじめとした生活支援を行うことで、安定的な日常生活の支援につながる。 ※電子クーポン取得が難しい方は紙クーポンも対応 ②配布する電子クーポン代金、事務費(委託料) ③クーポン代金市民1人当たり6,000円×232,555人=1,395,330千円、事務費(委託料)267,840千円 総事業1,663,170千円 ④令和8年1月1日現在市内に住民登録のある市民	R8.3	R8.4以降
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対応子育て世帯電子クーポン配布事業(R7予備費充当分)	【R7予備費充当分】 ①物価高騰の影響を受けている子育て世帯に電子クーポンを配布し食料品を含む生活支援を行うことで、安定的な日常生活の支援につながる。 ②配布する電子クーポン代金、事務費(委託料) ③クーポン代金児童1人当たり5,000円×33,984人=169,920千円、事務費(委託料)31,000千円 総事業200,920千円のうち、95,205千円はR7予備費充当分、105,715千円はR7補正充当分 ④令和7年9月1日現在市内に住民登録のある平成19年4月2日以降に生まれた18歳以下の児童がいる世帯	R7.8	R8.3
3	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	松本市エアコン設置促進事業	①近年の猛暑による熱中症リスク増加を踏まえ、住民の命と健康を守るため、物価高騰の影響を受けている生活保護世帯を含む住民税非課税世帯のエアコン設置等を支援する。 ②補助金、事務費等(委託料、印刷費、郵送料) ③エアコン設置率全国平均88.5%との差を対象者と見込 【住民税非課税世帯】 補助単価48,000円×1,174世帯=56,352千円 【生活保護世帯】 補助単価73,000円×518世帯=37,814千円 事務費(委託料等)13,130千円 総事業107,300千円 ○その他:「住民税非課税世帯エアコン設置促進事業」による県補助分46,820千円(36千円×518件、24千円×1,174件) ④住民税非課税世帯及び生活保護受給世帯	R8.2	R8.4以降
4	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	低所得のひとり親世帯給付金給付事業	①物価高が続く中で、低所得のひとり親世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する ②低所得のひとり親世帯への給付金及び事務費 ③給付金額(県の支援事業に準じた給付金額) ・県が実施する町村の児童扶養手当を受給しているひとり親世帯への給付に合わせ、市も同様に実施するもの ・児童一人あたり10,000円×児童2,200人=22,000千円 ・給付に係る事務費(消耗品費、郵送料、手数料)440千円 ④給付対象者数 児童扶養手当受給者2,200人	R8.3	R8.4以降
5	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道料金負担軽減事業	①物価上昇により影響を受けている市民・事業者を幅広く支援するため、上水道契約のうち家庭での契約が多い口径13mm径の月額基本料金858円分を、2か月間(1枠当たり858円×2か月=1,716円)減額するもの ②水道料金の軽減に係る水道事業会計への繰出金 ③ ○基本料金 上水道契約数119,343枠×1,716円(口径13mm基本料金858円×2か月間)=204,800千円 軽減対象期間:令和8年2月検針から令和8年3月検針分 ○事務費 システム改修費1,560千円 納入通知書印刷費340千円 ④一般家庭、事業所(公共施設を除く)	R8.2	R8.4以降
6	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	下水道使用料負担軽減事業	①物価上昇により影響を受けている市民・事業者をより幅広く支援するため、下水道使用者の月額基本料金1,452円(松本地区下水道使用料基本料金相当額)分を、2か月間(1枠当たり1,452円×2か月=2,904円)減額するもの ②下水道使用料の軽減に係る下水道事業会計への繰出金 ③ ○基本料金 下水道使用枠数112,422枠×1,452円(松本地区基本料金相当額)×2か月間=326,480千円 軽減対象期間:令和8年2月検針から令和8年3月検針分 ○事務費 システム改修費1,550千円 納入通知書印刷費900千円 計328,930千円 ④一般家庭、事業所(公共施設を除く)	R8.2	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	⑩推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	農業集落排水使用料負担軽減事業	①物価上昇等により影響を受けている安曇地区の農業集落排水施設利用者を支援するため、農業集落排水処理施設使用料金を2か月間減額するもの ②使用料金の軽減に係る農業集落排水事業会計への繰出金 ③ ○軽減額：一律1か月 1,452円 契約者数 296戸×1,452円×2か月=859,584円 軽減対象期間：令和8年2月検針から令和8年3月検針分 ○事務費 システム改修費10千円 納入通知書印刷費20千円 計900千円 ④安曇地区の農業集落排水処理施設利用者(公共施設を除く)	R8.2	R8.4以降
8	⑩推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	合併処理浄化槽使用料負担軽減事業(一般会計)	①物価上昇・原油価格の高騰により影響を受けている市民・事業者を幅広く支援するため、浄化施設使用料を2か月間減額するもの ②四賀第2・第3浄化施設使用料の減免に係る費用(歳入の減) ③軽減額：一律1か月 1,452円 1,452円×2か月×32件=90千円 軽減対象期間：令和8年2月検針から令和8年3月検針分 減免額 90千円 ④四賀第2・第3浄化施設使用者(公共施設を除く)	R8.2	R8.4以降
9	⑩推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	合併処理浄化槽使用料負担軽減事業(地域排水施設事業特別会計)	①物価上昇・原油価格の高騰により影響を受けている市民・事業者を幅広く支援するため、浄化槽使用料を2か月間減額するもの ②使用料の軽減に係る地域排水施設事業会計への繰出金 ③軽減額：一律1か月 1,452円 軽減対象期間：令和8年2月から令和8年3月分(同月請求) 1,452円×2か月×1,016基= 2,950,464円 減免額 2,950,464円 = 2,950千円 ④四賀地区市町村設置型戸別合併処理浄化槽使用者(公共施設を除く)	R8.2	R8.4以降
10	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい者福祉施設等価格高騰対策支援事業	①物価高が続く中で、原油価格等の高騰に伴う光熱費等の増大による影響を緩和するため、県が実施する障害福祉サービス事業所に対する支援金の交付対象とならない事業所に対し、市が独自に支援金を支給し、安定的なサービスの提供の継続を図るもの ②事業者への補助金 県の支援事業に準じた交付基準額 ・通所系事業所 1か所あたり60,000円 ・訪問系事業所 1か所あたり20,000円 【交付額】 ・通所系事業所 60,000円×1事業所=60,000円 ・訪問系事業所 20,000円×1事業所=20,000円 ・計80,000円 ④地域活動支援センター 1事業所 移動支援事業所 1事業所	R8.2	R8.4以降
11	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者福祉施設等価格高騰対策支援事業	①物価高が続く中で、原油価格等の高騰に伴う光熱費等の増大による影響を緩和するため、県が実施する介護サービス事業所に対する支援金の交付対象とならない総合事業実施事業所に対し、市が独自に支援金を支給し、安定的なサービスの提供の継続を図るもの ②事業者への補助金 県の支援事業に準じた交付基準額 基準単価 60,000円+加算額 2,000円×定員数 通所型サービスA実施事業所 5事業所 計430,000円 【交付額】 60,000円+2,000円×10人 2事業所 計160,000円 60,000円+2,000円×12人 1事業所 計 84,000円 60,000円+2,000円×15人 2事業所 計180,000円 計424,000円=430千円 ④総合事業通所型サービスA事業所(委託分) 5事業所	R8.2	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
12	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	私立保育園・幼稚園等価格高騰対策支援事業	<p>①物価高が続く中で、私立の保育所等が安定してサービスを提供できるよう、光熱費等の価格高騰分を補助するもの</p> <p>②交付金</p> <p>③基本分(光熱費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気料金、ガス料金の高騰価格分に対して定額補助 1～19人 20,000円×18園＝ 360,000円 20～80人 30,000円×18園＝ 540,000円 81～160人 50,000円×10園＝ 500,000円 161人～ 90,000円× 4園＝ 360,000円 <p>・総額 1,760千円</p> <p>④市内の50施設 保育園3園、幼稚園4園、認定こども園15園、地域型保育施設7園、認可外保育施設21園</p>	R8.2	R8.4以降
13	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費負担軽減事業	<p>①学校給食の実施にあたり、現下の物価水準下で給食の質と量を維持するため、保護者負担を据え置きのまま、差額を公費負担するもの</p> <p>②賄材料費</p> <p>③賄材料費</p> <p>【令和8年度2月給食費改定に係るもの 10,990千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 公費負担22円/1食 児童数10,932人×22円×平均給食日数27.959日(2.3月)×平均喫食率95.86%＝6,445,867円 中学校 公費負担30円/1食 児童数5,525人×30円×平均給食日数29.005日(2.3月)×平均喫食率94.37%＝4,536,912円 <p>合計:10,982,779円≒10,990千円</p> <p>【米高騰に係るもの 12,000千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約先A影響額:11,317,554円 ・契約先B影響額:68,233円 ・契約先C影響額:619,568円 <p>合計:12,005,355円≒12,000千円</p> <p>【総額 22,990千円】</p> <p>④市内の給食調理施設 給食センター5箇所、3小中学校 児童・生徒数 合計16,457人 ※教職員分は除く</p>	R8.2	R8.4以降
14	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業等社会変革対応支援事業	<p>①市内事業者によるデジタル化、省エネルギー化に資する設備・機器等の導入を支援することで、効率化並びにCO2排出量の削減を図り、物価高騰下におけるエネルギー価格高騰等の影響を受ける中小企業者を支援するもの</p> <p>②補助金</p> <p>③積算40件(申請件数)×25万円(平均補助見込額) ※補助率 対象経費の3分の2以内、補助上限額30万円</p> <p>④市内に本店等を有する中小企業基本法第2条に規定する中小企業等</p>	R7.4	R8.4以降
15	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応子育て世帯電子クーポン配布事業(R7補正充分)	<p>【R7補正充分】</p> <p>①物価高騰の影響を受けている子育て世帯に電子クーポンを配布し食料品を含む生活支援を行うことで、安定的な日常生活の支援につながる。</p> <p>②配布する電子クーポン代金、事務費(委託料)</p> <p>③クーポン代金児童1人当たり5,000円×33,984人＝169,920千円、事務費(委託料)31,000千円 総事業200,920千円のうち、95,205千円はR7予備費充分、105,715千円はR7補正充分</p> <p>④令和7年9月1日現在市内に住民登録のある平成19年4月2日以降に生まれた18歳以下の児童がいる世帯</p>	R7.8	R8.4以降